

第55回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成25年10月8日（火）15:00～17:00

場所 プレスト1・7 2階 C・D会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 国から地方への事務・権限の移譲等について

(2) 分野別審議について

- ・ 高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
- ・ 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
- ・ 鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務

(3) 整理案について

- ・ 第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲
- ・ 商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

(4) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民アイデア等の審議状況
- 資料2-1 国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について
- 資料2-2 第3回地方分権改革推進本部配布資料（抜粋）
- 資料3 高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
- 資料4 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
- 資料5 鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務
- 資料6 整理案（第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲）
- 資料7 整理案（商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）

第54回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成25年9月6日（金）14：00～16：00

■開催場所：第2水産ビル 3階 3G会議室

■審議結果概要

議事（1）国から地方への事務・権限の移譲等について

○事務局から次の2点について報告

- ・8月29日開催の国の第4回有識者会議において「当面の方針案」を審議・了承
- ・「当面の方針案」によれば、国は地方公共団体に移譲する事務・権限について、本年末頃までに見直し方針を取りまとめるとのこと

○このような国の動向等を踏まえて、当委員会として保留を解除し、次回答申に向けた検討を進めることでした

議事（2）道民アイデア（新規分）の第1次整理について〈地域振興分野〉

○「地域振興分野」の道民アイデア9件について第1次整理

○第1次整理の結果、次の3項目について分野別審議へ、他の6項目は一旦検討を終了

- ・自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲（資料1のNo.4）
- ・高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲（資料1のNo.5）
- ・北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲（資料1のNo.6）

道民アイデア等の審議状況

区分	No.	審議事項	審議状況						
			49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回
道民アイデア (H21年度~H23年度)	1	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	1次整理→	分野別審議		整理案・保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	修正整理案
	2	広域観光圏の指定権限の移譲	1次整理→	分野別・保留	→	→	→		→
	3	産業振興支援策の道への移譲					1次整・保留		→
	4	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲						1次整理→	→
	5	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲						1次整理→	分野別審議
	6	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲						1次整理→	分野別審議
移譲済み4事務 関連項目等	7	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化					→	国の方針案が見えたため保留解除	整理案
	8	指定医療機関の指定と類似の事務		庁内で検討中であることを報告	庁内での検討・調整状況を報告	国の動向を見極めるため検討保留	→		→
	9	調理師養成施設の指定と類似事務(栄養士養成施設の指定事務)					→		→
	10	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認監視指導等の権限					→		→
	11	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務					→		→
									→

【今後の審議予定事項】

○道民アイデア(平成24年度分)の第1次整理

～平成24年度中に道(事務局)に寄せられた21項目の道民アイデアについて審議

○関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

～国から地方への報告聴取・立入検査等に限った移譲について許認可・措置命令等の関連する事務・権限を併せて移譲するよう特区提案できないか審議

国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について

- 平成 25 年 3 月 8 日 内閣に「**地方分権改革推進本部**」を設置【閣議決定】
第 1 回**地方分権改革推進本部**を開催
○安倍本部長（内閣総理大臣）指示
→国から地方への事務・権限の移譲等を推進していく必要がある
○地方分権改革担当大臣の下に有識者会議の設置を検討
- 平成 25 年 4 月 5 日 地方分権改革担当大臣の下に「**地方分権改革有識者会議**」を設置【大臣決定】
- 平成 25 年 4 月 12 日 第 1 回**地方分権改革有識者会議**を開催
○国の事務・権限を移譲する際の当面の受け皿を都道府県と想定することで一致
○国から移譲する事務・権限の対象については本年夏頃までに一定の結論を出す方針を決定
- 平成 25 年 4 月 26 日 第 2 回**地方分権改革有識者会議**を開催
○今後の地方分権改革のあり方を検討
○座長提言案～更なる地方に対する規制緩和[義務付け・枠付けの見直し]と権限移譲
- 平成 25 年 5 月 15 日 第 3 回**地方分権改革有識者会議**を開催
○今後の地方分権改革のあり方について提言をとりまとめ
○同有識者会議の下に**専門部会の設置を決定【座長決定】**
○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告
- 平成 25 年 5 月 28 日 第 2 回**地方分権改革推進本部**を開催
○有識者会議がとりまとめた今後の地方分権改革のあり方について了承
○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告、今後精査を行い、有識者会議や専門部会の議論を経た上で、移譲対象の事務・権限について、同本部において今夏頃を目途に一定の結論を出すことを確認
- 平成 25 年 5 月 28 日 内閣府から全国知事会に対して、国から地方への事務・権限の移譲等に係る（各府省の回答に対する）**地方側の意見を照会**
- 平成 25 年 6 月 27 日 全国知事会が都道府県の意見等を取りまとめ、内閣府に対して、各府省の検討結果に対する**地方側の意見を回答**
- 平成 25 年 8 月 29 日 第 4 回**地方分権改革有識者会議**を開催
○国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する**当面の方針案**について検討
- 平成 25 年 9 月 13 日 第 3 回**地方分権改革推進本部**を開催
○有識者会議で検討した「**国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針**について」を案のとおり決定
→詳細は資料 2 - 2 のとおり

**第 3 回地方分権改革推進本部
配布資料（抜粋）**

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する 当面の方針について(案)【要旨】

<H25.9.13 地方分権改革推進本部決定>

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

- (1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1)：44事項
 ※例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。
- (2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2)：29事項
 (各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)
 ※例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3)：3事項
 ※例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供
- (4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4)：24事項
 (各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)
 ※例：農地法に基づく農地転用の許可等
 各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常会に提出することを基本。

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限 (44事項)

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限 (29事項)

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限 (3事項)

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限 (24事項)

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）

〔平成25年9月13日
地方分権改革推進本部決定〕

1. 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2. 当面の方針」のとおり推進する。

2. 当面の方針

（1）別紙1の事務・権限については、地方公共団体に移譲する方向で見直す。

その際、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、その結果を本年中に見直し方針として取りまとめる。

（2）別紙2の事務・権限については、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）に加え、当該事務・権限と関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を（1）の見直し方針に盛り込む。

（3）別紙3の事務・権限については、「見直しの方向性」欄に記載のとおり、地方公共団体への移譲以外の見直しを着実に進める。

(4) 別紙4の事務・権限については、各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を(1)の見直し方針に盛り込む。

(5) 以上の結果、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙1)

地方公共団体に移譲する方向の事務・権限

(1) 都道府県に全国一律に移譲する方向のもの

No	府省	事務・権限
1-1	総務省	放送法(昭25法132)に基づく小規模共聴施設(500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。)の届出等
1-2	厚生労働省	児童福祉法(昭22法164)に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の指定及び監督 ②指定療育機関の指定及び監督
1-3	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)に基づく養成施設の認定及び監督
1-4	厚生労働省	食品衛生法(昭22法233)に基づく事務・権限のうち、 ①総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 ②養成施設及び講習会の登録及び監督
1-5	厚生労働省	理容師法(昭22法234)に基づく養成施設の指定及び監督
1-6	厚生労働省	栄養士法(昭22法245)に基づく養成施設(栄養士に係るものに限る。)の指定及び監督
1-7	厚生労働省	消費生活協同組合法(昭23法200)に基づく消費生活協同組合(地域又は職域が都道府県の区域を越える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-8	厚生労働省	保健師助産師看護師法(昭23法203)に基づく養成所の指定及び監督
1-9	厚生労働省	歯科衛生士法(昭23法204)に基づく養成所の指定及び監督
1-10	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく事務・権限のうち、 ①医療法人(二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。)の設立認可及び監督 ②国の開設する病院等の開設承認及び監督
1-11	厚生労働省 国土交通省	中小企業等協同組合法(昭24法181)に基づく事業協同組合等(一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-12	厚生労働省	身体障害者福祉法(昭24法283)に基づく養成施設の指定
1-13	厚生労働省	社会福祉法(昭26法45)に基づく事務・権限のうち、 ①社会福祉法人(法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の定款認可及び監督 ②養成機関及び講習会の指定及び監督
1-14	厚生労働省	診療放射線技師法(昭26法226)に基づく養成所の指定及び監督
1-15	厚生労働省	歯科技工士法(昭30法168)に基づく養成所の指定及び監督
1-16	厚生労働省	美容師法(昭32法163)に基づく養成施設の指定及び監督
1-17	厚生労働省	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定

No	府省	事務・権限
1-18	厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)に基づく養成所の指定及び監督
1-19	厚生労働省	調理師法(昭33法147)に基づく養成施設の指定及び監督
1-20	厚生労働省	知的障害者福祉法(昭35法37)に基づく養成施設の指定
1-21	厚生労働省	戦傷病者特別援護法(昭38法168)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-22	厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)に基づく養成施設の指定及び監督
1-23	厚生労働省	母子保健法(昭40法141)に基づく指定養育医療機関の指定及び監督
1-24	厚生労働省	製菓衛生師法(昭41法115)に基づく養成施設の指定及び監督
1-25	厚生労働省	柔道整復師法(昭45法19)に基づく養成施設の指定及び監督
1-26	厚生労働省	視能訓練士法(昭46法64)に基づく養成所の指定及び監督
1-27	厚生労働省	社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)に基づく養成施設等の指定及び監督、講習会の届出
1-28	厚生労働省	臨床工学技士法(昭62法60)に基づく養成所の指定及び監督
1-29	厚生労働省	義肢装具士法(昭62法61)に基づく養成所の指定及び監督
1-30	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の登録及び監督 ②指定検査機関の指定及び監督
1-31	厚生労働省	救急救命士法(平3法36)に基づく養成所の指定及び監督
1-32	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-33	厚生労働省	介護保険法(平9法123)に基づく事務・権限のうち、 ①介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の業務管理体制の整備に関する監督 ②市町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導等
1-34	厚生労働省	精神保健福祉士法(平9法131)に基づく養成施設等の指定及び監督
1-35	厚生労働省	言語聴覚士法(平9法132)に基づく養成所の指定及び監督
1-36	厚生労働省	健康増進法(平14法103)に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令
1-37	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
1-38	農林水産省	農産物検査法(昭26法144)に基づく登録検査機関(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)の登録及び監督

No	府省	事務・権限
1-39	経済産業省 厚生労働省 国土交通省	中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)に基づく協業組合等(一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-40	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認
1-41	経済産業省	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)に基づく支援措置に係る認定
1-42	国土交通省	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)に基づく自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督
1-43	環境省	土壌汚染対策法(平14法53)に基づく指定調査機関(一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。)の指定及び監督

(2) 各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
1-44	国土交通省	道路運送法(昭26法183)に基づく事務・権限のうち、 ①自家用有償旅客運送の登録・監査等 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可等	①自家用有償旅客運送の登録・監査等について、地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書に沿って、希望する市町村を基本として移譲するとともに、希望しない市町村の区域については希望する都道府県にも移譲することができるようにする。 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可、事業の休止許可等について、都道府県に移譲する方向で見直す。その際、全国一律に移譲することの可否についても検討する。

(別紙2)

関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限
 (各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

(1)各府省が都道府県に全国一律に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-1	法務省	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-2	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
2-3	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)に基づく精神保健指定医に係る指定医証の交付等	左欄に掲げる事務・権限に加え、精神保健指定医の指定、職務停止命令等も移譲することの可否
2-4	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定感染症指定医療機関の許認可、命令も移譲することの可否
2-5	厚生労働省	医師等の臨床研修施設等の指導監督	左欄に掲げる事務・権限に加え、施設指定等も移譲することの可否
2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)に基づく食品関連事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-7	経済産業省	工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、認証製造業者等への措置命令も移譲することの可否
2-8	経済産業省	商工会議所法(昭28法143)に基づく商工会議所の定款変更等	左欄に掲げる事務・権限に加え、設立認可、不利益処分、監督等も移譲することの可否
2-9	経済産業省	ガス事業法(昭29法51)に基づくガス用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売事業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-10	経済産業省	割賦販売法(昭36法159)に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否 ②前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する許可、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-11	経済産業省	電気用品安全法(昭36法234)に基づく電気用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-12	経済産業省	家庭用品品質表示法(昭37法104)に基づく家庭用品の製造業者・販売業者(卸売業者に限る。)・表示業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否 ②卸売業者に対する指示、公表も移譲することの可否
2-13	経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-14	経済産業省	消費生活用製品安全法(昭48法31)に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-15	経済産業省	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭51法88)に基づく揮発油販売業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①揮発油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、指示、公表等も移譲することの可否 ②軽油販売業者及び灯油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否
2-16	経済産業省 農林水産省	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54法49)に基づく特定事業者、特定荷主等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令等も移譲することの可否
2-17	経済産業省	資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)に基づく指定表示事業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-18	経済産業省 環境省	特定家庭用機器再商品化法(平10法97)に基づく小売業者及び製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-19	環境省 経済産業省	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)に基づく認定事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)に基づく特定容器利用事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-21	環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否 ②経済産業省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-22	環境省 経済産業省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査	国土交通省所管分の事務・権限の移譲の可否

(2)各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-23	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律(平14法99)に基づく特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令も移譲することの可否 ②全国一律に移譲することの可否
2-24	総務省	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)、研究開発(国の委託研究)、地域振興等(地方公共団体に対する助成)	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-25	農林水産省 国土交通省	土地改良法(昭24法195)に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新(財産権、水利権等を含む。)に関する事務(国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。)	移譲に伴う財源措置

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-26	経済産業省	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平17法85)に基づく総合効率化計画の認定等	国土交通省及び農林水産省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-27	国土交通省	国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む。)	移譲に伴う財源措置
2-28	国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄河川の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映
2-29	国土交通省	・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

(別紙3)

移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
3-1	厚生労働省	<p>・職業安定法(昭22法141)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督</p> <p>・職業安定法(昭22法141)に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業</p>	<p>①公共職業安定所(ハローワーク)と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>②ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組について、地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書に沿って、積極的に進める。</p> <p>③地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。</p>
3-2	厚生労働省	雇用保険法(昭49法116)に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
3-3	環境省	石綿による健康被害の救済に関する法律(平18法4)に基づく認定申請の受付及び経由	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び経由を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

(別紙4)

引き続き検討・調整を要する事務・権限

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

No	府省	事務・権限	備考
4-1	内閣府	沖縄振興特別措置法(平14法14)に基づく沖縄振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務、並びに二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	
4-2	厚生労働省	・職業安定法(昭22法141)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督 ・職業安定法(昭22法141)に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	3-1参照
4-3	厚生労働省	雇用保険法(昭49法116)に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	3-2参照
4-4	厚生労働省	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112)に基づく相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん	
4-5	農林水産省	農地法(昭27法229)に基づく農地転用の許可等	
4-6	農林水産省	食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発	
4-7	農林水産省	園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務(民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整)	
4-8	経済産業省	下請代金支払遅延等防止法(昭31法120)に基づく立入検査等	
4-9	経済産業省	工業用水道事業法(昭33法84)に基づく自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	
4-10	経済産業省	中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)に基づく事業計画の認定等	
4-11	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく事業計画の認定等	

No	府省	事務・権限	備考
4-12	経済産業省	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平11法131)に基づく中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等	
4-13	経済産業省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等に対する報告徴収、立入検査	
4-14	経済産業省	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)に基づく研究開発計画の認定等	
4-15	経済産業省	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)に基づく事業計画の認定等	
4-16	経済産業省	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40)に基づく支援及び助言等	
4-17	経済産業省	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)に基づく事業計画の認定等	
4-18	経済産業省	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)に基づく事業計画の認定等	
4-19	経済産業省	新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興)	
4-20	経済産業省	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務(地域イノベーション、情報処理の促進)	
4-21	経済産業省	JAPANブランド育成支援事業に関する事務	
4-22	国土交通省	観光振興等(民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)	
4-23	国土交通省	直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
4-24	国土交通省	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)に基づく総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、道路運送法(昭26法183)に基づく旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成(地域公共交通確保維持改善事業)	交通政策審議会において、地域の交通ネットワークの形成に関して、地方公共団体による主体的な取組を可能とし、地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組みの構築を検討する予定。

検討経緯

平成25年3月8日 地方分権改革推進本部（第1回）

安倍内閣総理大臣から各大臣に対し、地方分権改革の推進に率先して協力し、所管分野における改革にリーダーシップを発揮するよう指示。

平成25年4月12日 地方分権改革有識者会議（第1回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果を活かすべきとの意見。

平成25年4月16日 閣僚懇談会

新藤地方分権改革担当大臣から各大臣に対し、これまでの経緯を踏まえた移譲の可否等の検討を依頼。

平成25年5月28日 地方分権改革推進本部（第2回）

移譲の可否等について、各府省の回答を報告。

平成25年6月14日 「経済財政運営と改革の基本方針について」閣議決定

「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に、（中略）国から地方への事務・権限の移譲等を、これまでの経緯や地方の声を踏まえつつ、引き続き着実に進める」

平成25年6月21日 地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第1回）

無料職業紹介に関する事務・権限について検討。

平成25年7月1日 地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第2回）

無料職業紹介に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成25年7月3日 地方分権改革有識者会議地域交通部会（第1回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限について検討。

平成25年7月26日 地方分権改革有識者会議地域交通部会（第2回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成25年8月29日 地方分権改革有識者会議（第4回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針案について検討。

地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書（抜粋）

5 見直しの方向性等

以上の議論を受けた見直しの方向性等は以下のとおりである。

- (1) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである。これは、求人と求職のマッチング機能の強化を掲げる政府方針（日本再興戦略）にも沿うものである。
- (2) こうした取組により得られる求人情報をどのような形で活用し、どのような成果を挙げることを目指すのかについて、地方公共団体がヴィジョンを明確にして取り組むことを期待する。
- (3) 実務的な課題であるが、情報提供のためのシステムの在り方を検討するに当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、地方公共団体が地域の特性を生かした無料職業紹介事業を効率的かつ効果的に実施することができるよう、導入費用が過大なものとならないよう配慮することが必要である。
- (4) 今回の取組を円滑かつ効果的に実施するため、次の事項に積極的に取り組むべきである。
 - ① 一体的取組等の既存事業の課題等を確認し、ハローワークの求人情報の活用にも生かすこと。
 - ② 地方公共団体に提供したハローワークの求人情報が地方公共団体によって適切に活用されるためには、地方公共団体の職員の専門性向上が重要であり、地方公共団体において積極的に取り組むこと。また、国（厚生労働省）は必要な支援を行うこと。
 - ③ 地方公共団体が発行する紹介状が、ハローワークが発行する紹介状と同等の位置づけとなるよう、国（厚生労働省）が事業者に支給する雇い入れ助成金については、地方公共団体からの紹介による雇い入れの場合にも支給すること。

(5) 上記(1)～(4)を着実に推進し、ハローワークの求人情報ができるだけ広く活用されて最大限の成果を挙げられるよう、早急に国（厚生労働省）と地方公共団体との間で協議を行うことが望まれる。また、今後実務的な検討を進めるに当たって、国と地方公共団体の連携が密に保たれるよう相互に十分配慮すべきである。

地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書（抜粋）

5 見直しの方向性等

人口減少や高齢化が進む中、バスやタクシーのサービスが十分に提供されない地域において、高齢者や障害者などの移動手段を確保することは、住民の生活を維持する上で不可欠であり、また、地域の活性化を図るためにも重要な課題である。

地方公共団体は、住民の福祉、教育、地域交通など暮らし全般に責任を負う立場にあることから、これまで以上に、このような地域における移動手段の確保に取り組むことが求められている。その具体的な方法として、地方公共団体やNPO・地域団体等が担い手となる自家用有償旅客運送の果たす役割は、ますます重要となっている。

以上の認識に立ち、本部会におけるこれまでの議論を踏まえた見直しの方向性等は、以下のとおりである。

(1) 事務・権限の移譲

① 移譲先

自家用有償旅客運送は、主として市町村単位のエリアにおいて、住民等の生活を支えるために行われる運送である。また、市町村は、住民の居住・活動に関する情報や地域交通のニーズを最も把握し、住民の要望に直接責任を担う立場にある。さらに、その実施に当たっては、地域における移動手段確保に取り組む意欲を持ち、関係者の合意形成を図るなどの能力を備えるとともに、安全で安定的な運行を確保する責任と覚悟が求められるものである。

このため、現在は国（国土交通省）が行っている、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきである。

一方で、財政状況を含め執行体制上の懸念などから事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このような市町村に対しては、まずは、移譲を受けやすくするための環境整備を国（国土交通省）が行い、移譲の促進を図ることが必要である。

また、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合、市町村にかわって役割を果たすことが考えられる。

このため、当該事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきである。

なお、当初は事務・権限の移譲を受けなかった市町村が、その後希望するに至った場合には、当該市町村にも移譲することができるようにすべきである。

以上のように事務・権限が移譲されることにより、運営協議会の主宰から登録・安全確保に至る一連の役割が地方公共団体で完結することから、登録までの手続の迅速化が図られることはもとより、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保につながることを期待される。

② 移譲先の体制整備

移譲に当たっては、移譲先において、輸送の安全を確保し、利用者保護を図るための事務・権限を適切に執行する体制を整備することが不可欠である。

このため、国（国土交通省）は、これまで蓄積した専門的な知見やノウハウはもとより、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するために必要な措置を講ずるとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう、移譲先の地方公共団体との連携を図り、これを支援すべきである。

また、国（国土交通省）は、自家用有償旅客運送の実施とその登録・監査等の事務が同一の地方公共団体に帰属する場合であっても、適正な登録・監査等が実施されるよう必要な措置を検討すべきである。

(2) 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置

① 国（国土交通省）は、

- (i) これまで法人格のある団体に限られていた実施主体を弾力化すること、
- (ii) 運送の種別ごとに限定されていた旅客の範囲を拡大すること、
- (iii) 運送の対価は、実費の範囲内であり、営利を目的としているとは認

められない妥当な範囲内であれば設定可能である旨の周知を徹底すること、

(iv) 地域における合意形成の手續や運用を改善すること、

(v) 登録更新における書類の省略等事務手續を簡素化すること、

など、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討すべきである。

② 国（国土交通省）は、(1)の事務・権限の移譲及び(2)①の措置に係る制度改正に当たって、その趣旨・内容が地域交通を担う現場に至るまで十分浸透するよう周知を徹底するとともに、地方公共団体は、地域における移動手段を確保していく観点から、制度についての理解を深め、その趣旨を十分に活かすよう積極的に取り組むべきである。

③ 地方公共団体は、これまで運営協議会で定められてきた不合理な「ローカルルール」の是正に向け、引き続き、必要な措置を講ずるべきであるとともに、国（国土交通省）もその取組が促進されるよう積極的に働きかけを行っていくべきである。

(3) その他

以上の取組に加え、第1回有識者会議において古川議員から指摘された、

① コミュニティバスであっても定員11人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準が求められること、

② 2点間の近距離観光タクシーでは定額料金の導入ができないこと、
については、

① 高齢者・障害者の安全性、利便性に留意しつつ、基準を見直すこと、

② 近距離でも定額料金が可能となるよう運用を見直すこと、
を確実に実施していくべきである。

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について

- 高さが13mを超える
 - 主要構造部に木材を用いている
(主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう)
- 耐火建築物としなければならない

【耐火建築物の要件】

主要構造部を耐火構造とすること

又は

主要構造部を建築基準法施行令第108条の3に定める技術的基準に適合すること



【建築基準法施行令第108条の3に定める技術的基準】

主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること

又は

耐火性能検証法の基準に相当するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること

本提案において移譲を求めている権限



国土交通大臣の認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

道総研が性能評価機関としての機能を有しているのは、この部分(ただし、主要構造部のうち壁のみ)

道総研は、ここでもう性能評価機関として指定されていない(道内にはここでもう性能評価機関は存在しない)

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務

建築基準法第2条第9号の2イ(2)
建築基準法施行令第108条の3
【政令で定める基準】

建築基準法第2条第9号の2イ(1)
【耐火構造：法第2条第1項第7号】

【主要構造部】
耐火性能検証法の基準に
相当するもの

【主要構造部】
壁
柱
床
はり
階段又は屋根

道総研で
評価可能

指定性能評価機関による性能評価

国土交通大臣の認定

この部分にも国土交通大臣の
認定権限あり

今回のアイデアによる
権限移譲対象

高層木造建築物の建築について

1 法令の基準

高さが13mを超える建築物は

- A 主要構造部が耐火構造である 又は
- B 政令の技術的基準に適合すること（火災が終了するまで火熱に耐える）

2 高層木造建築の建築方法

(1) 耐火認定部材の使用による建築（A）

柱、梁などの主要構造部に、耐火構造として告示に例示された仕様（RC造厚10cmなど）、又は耐火認定部材を使用する。木造は、告示で例示された仕様がないため、耐火認定を受けた部材を採用することになる。（燃え止まり型、木質ハイブリッド型、メンブレン型）

<手続き>

- ①建築確認申請（認定部材を使用）
- ②建築主事等による審査
- ③確認済証交付



(2) 耐火性能検証法による建築（B）

耐火建築物と同等の性能を有するとして告示（H12第1433号 耐火性能検証法）に基づき検証された構造とする。屋内火災、屋外火災に対する、主要構造部の被損傷性、遮熱性、遮炎性を確かめる。

<手続き>

- ①告示に基づき性能評価書作成
- ②建築確認申請（評価書を添付）
- ③建築主事等による審査
- ④確認済証交付

<備考>

- ・室面積、天井の高さが必要であり、事務室用途では採用は困難
- ・天井の高いドーム建築、体育館等で採用
（あけのペドーム、綾てるはドーム など）

(3) 大臣認定による建築（B）

耐火建築物と同等の性能があるとし、国土交通省が指定した性能評価機関が、高度で専門的な知識により性能を確かめる。

<手続き>

- | | | |
|-----------------------------|---|--|
| ①性能評価資料作成 | } | 申請者 |
| ②性能評価申請
性能評価委員会
性能評価書 | | 性能評価機関
(日本建築センター、建材試験センターなど11機関 道内なし) |
| ③大臣認定申請 | } | 国土交通省 |
| ④大臣認定書 | | |
| ⑤建築確認申請（認定書添付） | } | 特定行政庁等 |
| ⑥建築主事等による審査 | | |
| ⑦確認済証交付 | | |

<備考>

- ・室面積、天井高さが必要であり、事務室用途では採用は困難
- ・天井の高いドーム建築、体育館等で採用
（所沢市民体育館、高知学芸高等学校創立記念体育館、樹海体育館 など）

大分類 H 地域振興対策

中分類 ＜小分類＞		細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に 考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向 分野別 審議へ	1次 整理
地 域 活性化 ＜独自基 準の設定 ＞	3511H 高層木造建築 物の性能評価 に係る認定権 限の移譲	<p>北欧のスウェーデンでは、林業振興や地産地消による地域経済の活性化を図るため、高層の木造建築物を認めている。</p> <p>日本で高層の木造建築物を建設する際は、建築基準法に定められた仕様規定や耐火性能検証法により建築確認を行うが、建築基準法を満足できない場合、先端的技術や新工法を取り入れた設計が可能となるよう指定性能評価機関の性能評価を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>新工法による高層木造建築の認定が迅速となるよう認定権限の移譲を求める。</p>	<p>高さが1.3mを超える建築物で、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）に木材を用いたものは、建築基準法（以下、「法」という）第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するもの（＝耐火建築物）としなければならない。（法第21条第1項）</p> <p>○法第2条第9号の2イでは、耐火建築物の要件として、主要構造部を耐火構造とするか、建築基準法施行令（以下、「令」という）第108条の3に定める技術的基準に適合するものでなければならない、と規定している。</p> <p>○令第108条の3に定める技術的基準とは、主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること、あるいは、国土交通大臣の認定を受けたものであること、をいう。（令第108条の3）</p> <p>○この認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができることとされている。（法第68条の26）</p> <p>なお、当該認定事務は、国土交通省本省が行っている。</p> <p>○北海道内では、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構（以下、道総研という）が、性能評価機関に指定されているが、同機構の性能評価に対する業務区分は、耐火構造については壁のみであり、壁以外の評価はできない。</p>	<p>○建築基準法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続きの軽減や迅速化が図られ、申請者の利便性が増す。 ○高層木造建築物の建設が進むことになれば、林業や住宅産業の振興につながる。 <p>【デメリット】</p>	<p>（建） 建築指導課</p>	○	1次で整理する理由等	

※ 「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について

- 高さが13mを超える
 - 主要構造部に木材を用いている
(主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう)
- 耐火建築物としなければならない

【耐火建築物の要件】

主要構造部を耐火構造とすること

又は

主要構造部を建築基準法施行令第108条の3に定める技術的基準に適合すること



【建築基準法施行令第108条の3に定める技術的基準】

主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること

又は

耐火性能検証法の基準に相当するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること



国土交通大臣の認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

本提案において移譲を求めている権限

道総研が性能評価機関としての機能を有しているのは、この部分(ただし、主要構造部のうち壁のみ)

道総研は、ここでのいう性能評価機関として指定されていない(道内にはここでのいう性能評価機関は存在しない)

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務

建築基準法第2条第9号の2イ(2)
建築基準法施行令第108条の3
【政令で定める基準】

建築基準法第2条第9号の2イ(1)
【耐火構造：法第2条第1項第7号】

【主要構造部】
耐火性能検証法の基準に
相当するもの

【主要構造部】
壁
柱
床
はり
階段又は屋根

道総研で
評価可能

指定性能評価機関による性能評価

国土交通大臣の認定

この部分にも国土交通大臣の
認定権限あり

今回のアイデアによる
権限移譲対象

高層木造建築物の建築について

1 法令の基準

高さが13mを超える建築物は

- A 主要構造部が耐火構造である 又は
- B 政令の技術的基準に適合すること（火災が終了するまで火熱に耐える）

2 高層木造建築の建築方法

(1) 耐火認定部材の使用による建築（A）

柱、梁などの主要構造部に、耐火構造として告示に例示された仕様（RC造厚10cmなど）、又は耐火認定部材を使用する。木造は、告示で例示された仕様がないため、耐火認定を受けた部材を採用することになる。（燃え止まり型、木質ハイブリッド型、メンブレン型）

<手続き>

- ①建築確認申請（認定部材を使用）
- ②建築主事等による審査
- ③確認済証交付



(2) 耐火性能検証法による建築（B）

耐火建築物と同等の性能を有するとして告示（H12第1433号 耐火性能検証法）に基づき検証された構造とする。屋内火災、屋外火災に対する、主要構造部の被損傷性、遮熱性、遮炎性を確かめる。

<手続き>

- ①告示に基づき性能評価書作成
- ②建築確認申請（評価書を添付）
- ③建築主事等による審査
- ④確認済証交付

<備考>

- ・室面積、天井の高さが必要であり、事務室用途では採用は困難
- ・天井の高いドーム建築、体育館等で採用
（あけのペドーム、綾てるはドーム など）

(3) 大臣認定による建築（B）

耐火建築物と同等の性能があるとし、国土交通省が指定した性能評価機関が、高度で専門的な知識により性能を確かめる。

<手続き>

- | | | |
|-----------------------------|---|--|
| ①性能評価資料作成 | } | 申請者 |
| ②性能評価申請
性能評価委員会
性能評価書 | | 性能評価機関
(日本建築センター、建材試験センターなど11機関 道内なし) |
| ③大臣認定申請 | } | 国土交通省 |
| ④大臣認定書 | | |
| ⑤建築確認申請（認定書添付） | | |
| ⑥建築主事等による審査 | } | 特定行政庁等 |
| ⑦確認済証交付 | | |

<備考>

- ・室面積、天井高さが必要であり、事務室用途では採用は困難
- ・天井の高いドーム建築、体育館等で採用
（所沢市民体育館、高知学芸高等学校創立記念体育館、樹海体育館 など）

大分類 H 地域振興対策

中分類 ＜小分類＞		細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に 考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向 分野別 審議へ	1次 整理
地 域 活性化 ＜独自基 準の設定 ＞	3511H 高層木造建築 物の性能評価 に係る認定権 限の移譲	<p>北欧のスウェーデンでは、林業振興や地産地消による地域経済の活性化を図るため、高層の木造建築物を認めている。</p> <p>日本で高層の木造建築物を建設する際は、建築基準法に定められた仕様規定や耐火性能検証法により建築確認を行うが、建築基準法を満足できない場合、先端的技術や新工法を取り入れた設計が可能となるよう指定性能評価機関の性能評価を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>新工法による高層木造建築の認定が迅速となるよう認定権限の移譲を求める。</p>	<p>高さが1.3mを超える建築物で、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）に木材を用いたものは、建築基準法（以下、「法」という）第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するもの（＝耐火建築物）としなければならない。（法第21条第1項）</p> <p>○法第2条第9号の2イでは、耐火建築物の要件として、主要構造部を耐火構造とするか、建築基準法施行令（以下、「令」という）第108条の3に定める技術的基準に適合するものでなければならない、と規定している。</p> <p>○令第108条の3に定める技術的基準とは、主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること、あるいは、国土交通大臣の認定を受けたものであること、をいう。（令第108条の3）</p> <p>○この認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができることとされている。（法第68条の26）</p> <p>なお、当該認定事務は、国土交通省本省が行っている。</p> <p>○北海道内では、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構（以下、道総研という）が、性能評価機関に指定されているが、同機構の性能評価に対する業務区分は、耐火構造については壁のみであり、壁以外の評価はできない。</p>	<p>○建築基準法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続きの軽減や迅速化が図られ、申請者の利便性が増す。 ○高層木造建築物の建設が進むことになれば、林業や住宅産業の振興につながる。 <p>【デメリット】</p>	<p>（建） 建築指導課</p>	○	1次で整理する理由等	

※ 「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

北海道議会議員選挙における 選挙区の設定権限の移譲

○都道府県議会議員の選挙区設定制度の改正要望の比較 1

○公職選挙法の改正を求める緊急要請（全国都道府県議長会） 3

○公職選挙法の一部を改正する法律案要綱 4

○公職選挙法改正後の選挙区設定の事例 6

○北海道議会議員選挙に向けた今後の北海道議会議員定数等の
基本的な考え方について 7

○「北海道議会議員の選挙区の設定」関係法令 9

○道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表 11

都道府県議会議員の選挙区設定制度の改正要望の比較

区 分	主な改正内容	効 果	問題点
全国都道府県議会議長会 [平成25年4月 関係国会議員に要請]	【現行】 都道府県の議会議員の選挙区は、郡市(道において「郡」は、「支庁」)の区域による。 【改正案】 選挙区は、①市、②市＋市と隣接する町村、③隣接する町村、のいずれかを基本とし、条例で定める。 ※選挙区設定に当たっては、人口比例を原則とし、強制合区のルールは残す。	○生活圏など、地域の実情に合った自主的な選挙区設定が可能となる。	○人口比例原則は維持されるため、議員定数が都市部に集中する問題を解消できない。
公職選挙法改正案 [平成25年6月 衆議院提出]	○定数配分に当たっては、人口比例を基礎としながらも、選挙区内の面積や自治体数を考慮することができ、選挙区等の導入や政令市等の定数配分の在り方を見直す。 ○郡市の区域による選挙区設定ルールを廃止するとともに、配当基数が0.5未満であっても、1選挙区を維持できるよう制度を改正する。	○人口減少地域からの地域代表が確保されることにより、幅広く民意や地域の課題を把握できるようになる。 ○地域間における議員数の偏在を抑制することが可能になる。	○一票の較差が拡大する場合があります。
北海道議会 [平成25年3月 総務省及び自民党の 選挙制度関係者に要請]			

強制合区について

【公職選挙法】

■第15条第1項

都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

※ 郡とあるのは、道においては支庁の所管区域とする。(第271条第1項)

■第15条第2項

前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。

- ・ 当該都道府県の人口：直近の国勢調査の人口による（平成22年国勢調査人口）
～ 5,506,419 人 …………… ①
- ・ 当該都道府県の議会の議員の定数： 104 人 …………… ②



$$\text{①} / \text{②} = 52,946 \text{ 人} \rightarrow \text{議員一人当たりの人口}$$

- ・ 52,946 人の半数 → 26,473 人

人口が 26,473 人に達しない振興局・市は、隣接する他の振興局・市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。

配当基数について

○配当基数とは、各選挙区の人口を議員一人当たり人口で除した値をいう。
(小数点第4位以下切り捨て)

【例】

(千歳市)

選挙区の人口		議員一人当たりの人口		配当基数
93,604 人	÷	52,946 人	=	1.7679

(留萌市)

選挙区の人口		議員一人当たりの人口		配当基数
24,457 人	÷	52,946 人	=	0.4619

公職選挙法の改正を求める緊急要請

都道府県議会議員の選挙制度は、明治11年の府県会規則以来、一貫して郡市という歴史的行政単位が選挙区とされており、郡市の地域代表という性格を強く有している点に特徴がある。

しかしながら、大正10年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、現在「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化している。

第29次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成21年10月27日

全国都道府県議会議長会

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、
 - ①一の市の区域
 - ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
 - ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。

(第15条第1項関係)
- 2 1の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならないこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。こと。

(第15条第2項関係)
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。

(第15条第3項関係)
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができること。

(第15条第4項関係)
- 5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。こと。

(第15条第9項関係)

第二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年3月1日から施行すること。

(附則第1条関係)
- 2 新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を

告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によること。

(附則第2条関係)

- 3 第一の1にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができること。

(附則第3条関係)

- 4 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

(附則第4条関係)

- 5 その他所要の規定を整備すること。

公職選挙法改正後の選挙区設定の事例

【現行】

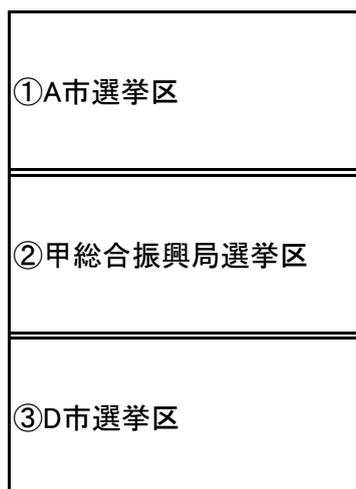
道府県の議会議員の選挙区は、郡市（道においては、「振興局」と「市」）の区域による。

【改正案】

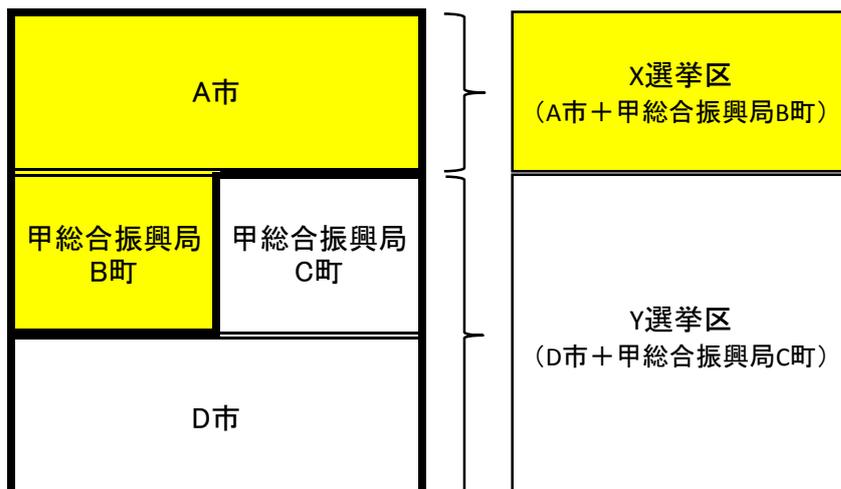
選挙区は、「市」、「市＋市と隣接する町村」、「隣接する町村」のいずれかを基本とし、条例で定める。

事 例

【現行】



【改正案】



【現行】は、①A市選挙区、②甲総合振興局選挙区、③D市選挙区の3つの選挙区がある。

【改正後】は、甲総合振興局内の町村を分割し、隣接するA市、D市と合わせて新たな選挙区を設定することが可能になる。

北海道議会議員選挙に向けた今後の北海道議会議員定数等の 基本的な考え方について

平成24年12月

北海道議会議員定数等検討協議会

北海道は、国土の22%を占める広大な面積を有し、積雪寒冷という厳しい自然環境にある一方、近年、人口の減少や少子高齢化の一層の進行に加え、大都市への人口の偏在化がますます進んでいる。

このような状況の下で、平成23年北海道議会議員選挙においては、北海道議会議員の総定数を106人から104人に減員したが、これまで札幌市など大都市の定数を抑え、人口が減少している郡部の選挙区の定数をできるだけ維持してきたことなどから、選出される議員1人当たりの人口が3倍を超える較差（いわゆる一票の較差）が生じている。

公職選挙法においては、都道府県議会議員は郡市の区域をもって構成される選挙区において選挙され、各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して条例で定めることとされており、特別な事情がある場合には、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

しかしながら、北海道議会議員の定数を公職選挙法上の人口比例原則に基づき選挙区に配分する従来の手法では、今後、人口減少地域からは地域代表を選出することができない状況が懸念されるとともに、道内の地域バランス等の特別な事情を考慮した配分を続けると、一票の較差が更に大きくなることが予想される。

道議会の機能を十分に活かすためには、人口密度の高い都市地域だけでなく、過疎地域や離島など人口密度の低い地域の民意も酌み取り、道政に反映させることが必要であることから、人口比例原則を基本としながらも地域の実情に応じた定数配分をいかに行っていくかが課題となる。そのため、北海道議会議員定数等検討協議会では、人口の減少が進む地域の民意の反映に配慮しながら総定数を検討するという観点で、人口減少期における議員定数の在り方、人口減少が著しい地域における選挙区の在り方などについて、有識者から意見を伺うなどして検討を進めてきたところである。

その結果、人口の減少が進む地域の代表を確保しながら1票の較差を是正するには、現行制度では限界があり、北海道の地域特性に配慮した定数配分や選挙区設定を行うことができる仕組みが必要であることから、次のとおり考えを取りまとめ国等へ要請を行うものとする。

- 1 定数配分にあたっては、人口比例を基礎としながらも、地域代表を確保する観点から、選挙区内の面積や自治体数を考慮することができる仕組みの導入や政令市等の定数配分の在り方を見直すよう要請する。
- 2 現在、「郡市の区域による」としている公職選挙法を都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう速やかに改正するとともに、配当基数が0.5未満の場合でも、合区すると地域の行政需要に応じきれない場合には特例選挙区として1選挙区を維持できるよう制度の改正について要請する。
- 3 地域主権改革の推進により、地方議会の果たす役割は今後、一層増大することから、社会情勢の変化を踏まえた地方議会の在り方や役割などを明確にし、その特性を十分発揮できるような選挙制度についての検討を行うよう要請する。

なお、北海道議会議員定数等検討協議会は、上記の制度改正を要請するにとどまらず、今後も、一票の較差是正や民意を反映するために地域代表を確保するという課題について検討を進め、現行制度下における北海道議会議員定数のあり方についても、真摯に検討を進めていく。

注) 配当基数：その選挙区の人口を全道の議員1人当たり人口(52,946人)で割った数字
議員定数を配分する際の基礎数字

注) 議員1人当たり人口：全道人口(5,506,419人)を議員総定数(104人)で割った数字

「北海道議会議員の選挙区の設定」関係法令

■地方自治法

〈第90条第1項〉

都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

■公職選挙法

〈第15条〉

1 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。

3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。

5 一の郡市の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〈第269条〉

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区を市とみなし、区選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二條の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

〈第271条〉

第十五條第一項から第五項まで及び第十五條の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五條第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

■公職選挙法施行令

〈第144条〉

法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六條 又は第百七十七條の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

大分類 H 地域振興対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分～①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方 分野別 審議へ	1次 整理
地方自治の強化 〈住民自治の強化〉	1514H 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲	<p>北海道議会の議員選挙区は公職選挙法に規定されており、北海道議会議員選挙区は、支庁所管区域と市の区域とされている。</p> <p>今後、広域行政や人口減少が進めば、現在の選挙区ごとの人口が不均一となることが予想されており、現状の選挙区では全道民の声を適切に反映できるのか危惧される。</p> <p>そこで、北海道議会議員選挙区の設定権限を北海道に移譲する。</p>	<p>【北海道議会議員選挙区の設定】</p> <p>○北海道議会議員選挙区は、公職選挙法で定める基準に基づき、北海道の条例で定められており、道では、「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」において規定している。</p> <p>○北海道議会議員選挙区は、公職選挙法第15条により郡市の区域によることとされているが、北海道については、公職選挙法第271条により「支庁の所管区域」と「市の区域」によることとされている。</p> <p>○郡（支庁）又は市の人口が一定基準を下回る場合は、隣接する他の郡市の区域と合わせて一の選挙区を設けなければならないこととされており（公職選挙法第15条第2項）、選挙区の設置に当たっては、行政区画、地勢交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこととされている（公職選挙法第15条第7項）。</p> <p>【道議会議員定数等検討協議会における検討】</p> <p>○道議会議員の定数や選挙区については、道議会の各派の幹事長で構成される「道議会議員定数等検討協議会」においても検討されている。</p> <p>○当該協議会では、北海道議会議員選挙区については郡市の区域によらず、北海道議会が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法を改正すること等について、本年3月に、総務省及び自民党の選挙制度関係者に要請を行っている。</p> <p>【政党による公職選挙法改正に向けた動き】</p> <p>○本年6月、自民、公明両党は、北海道議会議員選挙区については郡市の区域によらず、一定の条件の下、北海道議会が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること等を内容とした公職選挙法改正案を衆議院に提出。今後、国会で審議される見通しである。</p> <p>【全国北海道議会議員選挙会における動き】</p> <p>○全国北海道議会議員選挙会は、平成21年10月、北海道議会議員選挙区については郡市の区域によらず、北海道議会が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法の改正を求め、これを内容とする「公職選挙法の改正を求め緊急要請」を行い、以後、継続的に国に対して要請。直近では、平成25年4月9日に、次期統一地方選挙に間に合うよう公職選挙法を改正するよう、関係国会議員に対して要請を行っている。</p>	○公職選挙法の改正	<p>【メリット】</p> <p>○地域の実情にあった選挙区の設定が可能となる。</p> <p>○地域による議員の数の偏在が抑制される。</p> <p>【デメリット】</p>	総政) 市町村課 議会) 政策調査課 選挙)	○	1次で整理する理由等

※H20.11.6 第24回提案検討委員会

<過去の類似提案>

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するため 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1					
地方自治 の強化 <住民自 治の強化 >	都道府県議会 議員の選挙区 の決定権限の 移譲	北海道議会議員の選挙区を 公職選挙法で定めるのでは なく、条例で定めることが できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法第15条により郡市の区域によることとされているが、道においては、公職選挙法第271条の特例規定により支庁の所管区域と市の区域とされている。 ・都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法で定める基準に基づき、条例で定めることとされており、道においても「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を制定しているところである。 ・合区により選挙区を設ける場合は、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこととなっており、この基準に基づき選挙区を検討する必要がある。 ・北海道総合振興局設置条例を平成21年4月1日に施行するため、現在、国に対して現行の選挙区を維持することができよう公職選挙法の改正を要望しているところであり、国においては法改正の検討を行っているところである。このため、当該公職選挙法の改正の動向を踏まえた上で検討する必要がある。 	公職選挙法の特例	(メリット) ・地域の実情にあった選挙区の設定が可能になる。 ※道議会議員の選挙区の区割りに関しては、道議会の意向を尊重する必要がある。	総政) 市町村 課	3323H

※現在は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例
第1条で、「地方自治法第155条第1項の規定により、支庁
として、北海道総合振興局及び北海道振興局を設置する。」
と規定されたことから、法改正の必要はなくなり、公職選
挙法第271条の支庁の区域は、条例で定める振興局の区
域となっている。

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲について

提案者からのアイデア

都道府県議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲し、道内の地域特性に応じた選挙区の設定を可能とする。

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例



定数 104人
選挙区 48

公職選挙法における選挙区設定に係る主なルール

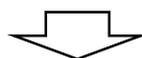
選挙区の設定単位

■第15条第1項

都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

「郡市の区域」

- 北海道については、振興局を「郡」とする。
- 政令指定都市については、区を市とみなす。



選挙区の設定は、「市」、「区」、「振興局」の3パターン

強制合区

■第15条第2項

前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。

人口比例原則

■第15条第8項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。